

経済産業省

官 印 省 略

20130321 製局第 4 号

平成 25 年 4 月 1 日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

公営競技場における紛争事案の防止について

平成 24 年 4 月 1 日付けで自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 11 号）が施行されたことに伴い、自転車競技法第 49 条第 1 項及び第 2 項、小型自動車競走法第 53 条第 1 項及び第 2 項について、別紙のとおり、警察庁からの要請があったので、お知らせします。

なお、平成 14 年 10 月 1 日付け「日取りの決定又は変更に係る地元警察機関との調整の徹底について」は、廃止します。

「別紙」

警察庁丙保発第5号

平成25年3月4日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁生活安全局長

公営競技場における紛争事案の防止について

昭和49年1月18日付け警察庁丙保発第2号通商産業省機械情報産業局長(当時)宛て「公営競技場における紛争事案の防止について」は、今般の自転車競技法及び小型自動車競走法の改正後も引き続き有効であり、その運用に際しては遺漏なきを期されたい。

○公営競技場における紛争事案の防

止について（原文横書）

昭和四十九年一月十八日警察庁内保発第二号
警察庁保安部長から農林省畜産局長、通産省
機械情報産業局長、運輸省船舶局長あて

公営競技場における各種事故防止については、平素から検討指導がなされ、施設、運営の面について逐年改善の実が挙げられているところであり、紛争事案の発生も、昭和四十三年の三十八件をピークとして年々減少し、昭和四十八年中における発生も前年比六件減の十一件に止まったことは、御同慶に堪えないところであります。

警察といたしましても、極力、この種事案の発生防止に努めているところでありますが、去る一月七日千葉県船橋オートレース場において本命選手の故障離脱から紛争事案の発生をみたことは、まことに遺憾とするところであります。

幸い被害を最少限に止めて鎮圧することを得たのでありますが、この事案の処理を通じて得た反省教訓事項、施設の改善措置等下記事項について再検討の上、所要の対策を講じられるよう関係各位に

示達方御願ひ致します。

記

一 施設の整備について

(1) 放送設備の改善

騒然とした場内の群衆に対し効果的な広報がなされるよう出力の大きな拡声器を必要か所に設備されたいこと。

なお、放送室の安全管理についても再検討されたいこと。

(2) 夜間照明施設の改善

紛争事案は夜間に及ぶことが多いので群衆のい集まる場所を照射し得る強力な照明施設を設備するとともに配電関係機器の安全管理及び照明施設の防護措置に留意されたいこと。

(3) 非常出入口の設置

緊急時において警察部隊を場内に進入させるための非常出入口を設置すること。これは一般観客の避難用非常口があれば足りるので、通常一般観客が利用する出入口とは別に、少なくとも二か所の非常用出入口を確保することが望ましいこと。

(4) 緩衝用タイヤの再検討

レース場フェンスに併置してある緩衝用タイヤは放火の対象となり易いので、不燃性の代替物に改善するか、又はカーブか所その他真に緩衝用として実効のある場所に限定することにつ

いて検討されたいこと。

二 場内外の環境整理について

- (1) 凶器にかわるおそれのある危険物又は投石に用いられる石、敷石、瓦類、セメント塊などを場内外に放置しないよう環境整理に努められたいこと。
- (2) 屑かごの中にある新聞紙、週刊誌などは放火の対象となり易いので適宜回収するなどの措置を検討されたいこと。
- (3) 競艇、競輪及びオートレース場においては酒類の販売を禁止しているが、競馬場にあつては、一部の地方競馬場で自粛しているほかは販売されているようであるので、なるべく自粛する方向で再検討するとともに、ジュース、サイダーの類を含めてビンの処理を適切に行い、凶器として使用されることのないよう配慮されたいこと。

三 運営管理について

- (1) 競技開催日程の決定にあつては、地元警察機関と充分に情報交換をした上決定するようになされたいこと。
- (2) 紛争の発生原因の多くは本命と目される選手、馬等の動向に関するものであるので、平素から選挙、馬の管理の適正を期するとともに、不適格者の排除等に慎重な配慮をされたいこと。